

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、JICA東京という。）は、以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 経済基盤開発・環境課（電話：03-3485-7652、担当：占部）宛にお願いします。

2023年3月8日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉

2022年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画
「持続可能な農業開発（農業工学系・環境保全系）」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、メキシコから研修員として選抜され来日する多分野の行政官など計50名の研修員のうち、農業分野開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、乾燥地農業、土壌・水質改善、農薬による環境汚染対策等、メキシコの農業開発に資する必要な専門知識や科学技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、東京農業大学（学校法人東京農業大学）（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで研修委託契約を締結する予定です。

特定者は、メキシコ政府との本研修の企画段階から協力関係にある教授陣が所属する機関であり、当該教授陣は農業開発、中でも同コースの対象である農作物の品種改良、農業生産システム、乾燥地農業や土壌・水質環境分野に関して、多数の研究実績があるのみならず、学術分野、国内外の公的・民間分野を含む人材ネットワークを有しています。特定者は、2021年度の同研修において、既に2名のメキシコ人研修員の受入実績があり、研修員本人及び政府関連機関からの評価が高い研修内容を提供しています。また特定者は、2001年にメキシコ・チャピング大学と農業生命科学分野での学術連携協定を締結して以来、学位課程への留学生受け入れ、短期プログラムの派遣など継続した連携を行っており、さらに2015年度からの5年間は、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」を通じて、メキシコのチャピング自治大学からの長期・短期学生を75名受け入れており、本研修の実施に不可欠な同国の農業開発についての豊富な知見を有しています。以上からも、特定者は長年に渡り培った経験と人材ネットワークを活かし、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、対象国の農業開発の状況・ニーズに応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能であるとともに、研修員の研修成果を最大限に引き出し、研修目標を達成するための個別指導やフォローアップについても高い能力を備えている、ほぼ唯一の機関と言えます。

なお、特定者は全省庁統一資格を有しています。このことから、以下の「2. 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で同資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022 年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「持続可能な農業開発（農業工学系・環境保全系）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 全体研修期間：2023 年 3 月下旬～2025 年 12 月中旬（予定）
（2022 年度）：2023 年 3 月 27 日～2022 年 8 月 4 日（予定）
【日本語研修（来日研修・中部センター所管）】
2023 年 3 月 28 日～2023 年 5 月 7 日（本研修委託業務外）
【技術研修（来日研修・東京センター所管）】
2023 年 5 月 8 日～2023 年 8 月 3 日
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2023 年 5 月 2 日～2024 年 2 月 20 日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
 - 2) 2022 年度を 1 年目として 2 コース（農業工学系及び環境保全系）を受託し、2024 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2 コースの 2022 年度、2023 年度、2024 年度に実施する技術研修（3 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。（特段の問題がない限り、2023 年度、2024 年度も単年度ごとに契約予定ですが、研修の実施は予算の確保状況が前提となります。また、メキシコの状況等、予期しない外部条件の発生のために実施されない可能性もあります。）
- (2) 資格要件等：
 - 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(3) その他の要件：

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力と専門性を持ち、メキシコの農業開発に関する十分な知見を有すること。

(A4 サイズ、1~2 枚程度の本研修（2 コース分）の実施プログラム案を添付のこと）

2) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年3月22日(水) 17:00 まで
	提出場所	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

		JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：占部） 電話：03-3485-7652 メールアドレス： ticttee@jica.go.jp
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	電子メール又は持参又は郵送（郵送の場合は書留としてください。）
（2）審査結果の通知	通知日	2023年3月27日（月）
	通知方法	電子メール
（3）審査結果についての理由請求	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	電子メール又は持参又は郵送（郵送の場合は書留としてください。）
	請求締切日	2023年3月31日（金）17：00まで
	回答予定日	2023年4月5日（水）
	回答方法	電子メール

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添2）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- （1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- （2）参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回あたりのメールの容量が 4 メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画（2022年度）
「持続可能な農業開発（農業工学系・環境保全系）」
研修委託契約業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

- ① 2022年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「持続可能な農業開発（農業工学系）」(202007331J004)
- ② 2022年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「持続可能な農業開発（環境保全系）」(202007331J020)

(2) 研修期間（予定、①・②共通）

全体研修期間：2023年3月下旬～2025年12月中旬

【日本語研修（来日研修・中部センター所管）】

2023年3月28日～2023年5月7日（本研修委託業務外）

【技術研修（来日研修・東京センター所管）】

2023年5月8日～2023年8月3日

(3) 研修員（予定、①・②共通）

- 1) 定員：各コース2名
- 2) 研修対象国：メキシコ
- 3) 対象組織：大学、研究機関、民間企業等
- 4) 研修員資格要件：
自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
研修分野に従事するもの。
研修に耐え得る健康を有するもの。

(4) 研修使用言語（①・②共通）

英語

(5) 研修の背景・目的（①・②共通）

1970年12月に主要国における親墨青年育成の目的で打ち出した青年・技術者交流構想に基づき、墨政府から日本政府に提案された両国の文化交流の一環として、1971年に日墨両国の学生・若年技術者等を年間100名・10ヶ月ずつ交互で受け入れる形で日墨交流計画が発足した。

2010年2月には「21世紀における戦略的グローバル・パートナーシップ及び経済

成長に関する日本・メキシコ共同声明」(以下、「共同声明」という。)に基づき、日墨交流計画を日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画(以下、「日墨研修」という。)へと発展させることとなり、従来の長期コース(3ヶ月以上、一年未満)に加え、短期コース(3ヶ月未満)を新たに設置、年間50名のメキシコ人をJICAが受け入れている。

2021年に本研修開始50周年を迎える中、本研修を「日墨共創」を具現化する事業とするべく、メキシコ国家科学技術審議会(CONACYT)が掲げるPRONACES(国家戦略)における優先11分野¹との適合性を十分に考慮しつつ、COVID-19の影響により高まる感染症対策、食糧安全保障及びICT/DXなどのニーズに応えられる内容にすべく今般、全面的にコースラインナップの見直しを行うこととなった。見直しにあたっては、メキシコ側関係機関、JICAメキシコ事務所、JICA専門家、JICA国内機関、研修受入機関との協議・調整を経て、JICA対メキシコ事業展開計画等との整合性も確認の上で新規コースを検討・決定した。本件契約対象は、このうちの2コースである。

(6) 案件目標(①・②共通)

日墨戦略的グローバル・パートナーシップに資するメキシコ側人材の能力が強化される。

(7) 単元目標(アウトプット)(①・②共通)

21世紀における日墨戦略的グローバル・パートナーシップ推進のために、持続可能な農業開発分野に係るメキシコ側人材の知識レベルが向上する。

(8) 研修内容

技術研修は来日での実施を想定しているが、コロナ感染状況を鑑み、日本政府の水際対策により研修員の来日が2022年度中に確定しない場合、当該年度の技術研修の実施については受入機関とJICA内で検討する。

1) 研修項目

① 農業開発における農業工学に関するテーマの研修

(例) 植物病害の生物防除を目的としたbiosurfactant生産性微生物の分離と同定

- biosurfactant生産性微生物の分離
- 分離菌株の同定
- 分離菌株が生産するbiosurfactantの構造解析
- 分離菌株が生産するbiosurfactantの抗菌活性評価

¹ PRONACESの優先11分野に挙げられているのは、「保健分野」「水分野」「生態系分野」「構造的暴力対策」「識字率向上」「移民の人権擁護」「公害・汚染対策」「学校・地域保健」「メンタルヘルス分野」「エネルギー分野」「居住環境、景観修復」

②農業開発における環境保全に関するテーマの研修

(例) 乾燥地での節水灌漑

- 土壌の物理性の測定手法の習得
- 微気象の観測・データ解析手法の習得
- 節水灌漑手法の習得
- 気候変動に適應した農地保全手法の習得

2) 研修方法 (①・②共通)

ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適應範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

3) 当機構が実施するプログラム (①・②共通)

ア. 集合ブリーフィング (0.5日)

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション (0.5日)

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ. 評価会・閉講式 (0.5日)

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

エ. 日本語研修 (2023年3月～5月)

JICA 中部で日本語研修を実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定、①・②共通）

2023年5月2日～2023年2月20日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

(2) 業務の概要（①・②共通）

メキシコ政府から選抜され来日する多分野の行政官など計50名の研修員のうち、農業分野の開発の中核を担う人材に対し、案件目標を達成するべく、乾燥地農業、土壌・水質改善、農薬による環境汚染対策等、メキシコの農業開発に資する必要な専門知識や科学技術に関する研修を行うもの。

(3) 詳細（①・②共通）

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項（①・②共通）

- （1） 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- （2） 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- （3） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- （4） 本研修の研修委託契約の委託費の積算は、JICA の基準単価方式（1 コースあたりの日額）を採用します。

以 上

別添 2 参加意思確認公募 「参加意思確認書」

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2022 年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「持続可能な農業開発（農業工学系・環境保全系）」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1. 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合）
登録番号：

2. その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉 殿

2022年度日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画「持続可能な農業開発（農業工学系・環境保全系）」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名
役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関

係を有している。

- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であつて、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上